

日火連短信

令和2年4月9日第129号

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
〒106-0041 専務理事 大岩 伸夫
東京都港区麻布台 2-3-22(一乗寺ビル 3F)
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、下記の期間・区域で、緊急事態宣言が発出されました。

■期間：令和2年4月7日から5月6日までの1か月間

■区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県

これに関連して、経済産業省より下記の要請および連絡がありました。

会員各位への周知をお願い致します。

1. 火薬類の取扱いに関する保安教育講習の延期について（要請）

令和2年4月8日

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会御中

経済産業省産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付

火薬類の取扱いに関する保安教育講習の延期について（要請）

4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく「緊急事態宣言」が、7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象として発令されました（緊急事態措置を実施すべき期間：令和2年5月6日まで）。

これを踏まえ、貴連合会において火薬類の取扱いに関する保安教育講習の実施を予定されている場合には、緊急事態措置を実施すべき期間中、実施の延期を要請します。

なお、本要請については、今後、状況の変化に応じ内容を変更する可能性があることを申し添えます。

以上

2. 令和2年度火薬類危害予防週間延期のお知らせ

令和2年4月8日

経済産業省産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、例年6月10日から6月16日まで実施している火薬類危害予防週間を延期することとしましたのでお知らせいたします。

変更後の日程については、決定次第、あらためてご連絡いたします。

経済産業省産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付

担当：奥本、菅野